

佐賀県老人福祉施設協議会 優秀生徒表彰要項

(趣旨)

第1条 この要項は、佐賀県老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）が社会貢献活動として行う「高校生等福祉サービス就業支援事業」実施要綱第4条第5号の規定に基づき「別表1」の資格が取得できる佐賀県内の高等学校（以下「養成校」という。）を優秀な成績で卒業する生徒（各校1名）の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 表彰の名称は、佐賀県老人福祉施設協議会 会長賞とする。

(対象)

第3条 表彰は、次の各号の一に該当する個人に対して行うものとする。

- (1) 学業等により養成校において優れた評価を受け、老人福祉事業において名誉を高める活躍が期待される個人
- (2) 介護及び老人福祉に関する九州圏域及び全国的規模の競技、発表、展示等で優秀な成績を収め、他の生徒の範となった個人
- (3) その他前2号に準ずるもので、「佐賀県老人福祉施設協議会 会長賞」に相応しいと認められる個人

(候補者の推薦)

第4条 養成校の学校長は、前条各号の一に該当すると認められる生徒を別記様式1により本会会長に推薦することができる。

- 2 前項の規定による推薦は、当該年度の各養成校の卒業又は修了の認定後速やかに行うものとする。

(表彰者の決定)

第5条 本会会長は、前条第1項により推薦があった場合は、本会役員会の議を経て、表彰する生徒を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、本会会長が別記様式2により表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈するものとする。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、本会事務局（佐賀県社会福祉協議会）において処理する。

(補足)

第8条 この要項に定めるもののほか、生徒の表彰の細部に関し必要な事項は、別に定めることができる。

付則

この要項は、令和元年12月27日から施行する。

別表1（厚生労働省が定める介護に関する資格）

- 介護福祉士
- 介護職員実務者研修
- 介護職員初任者研修